

○特定金属くず買受業者に対する不利益処分取扱要領の制定について（通達）

（令和 8 年 5 月 29 日 岡生企第 356 号）

各部長／首席監察官／各統括官／運転免許センター長／各所属長／殿

この度、別添のとおり特定金属くず買受業者に対する不利益処分取扱要領を制定し、令和 8 年 6 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

特定金属くず買受業者に対する不利益処分取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）に基づく特定金属くず買受業者に対する不利益処分の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 準用

法に基づく特定金属くず買受業者に対する不利益処分は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 定義

この要領における不利益処分とは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 法第 11 条の規定に基づき指示をすることをいう。
- (2) 営業停止命令 法第 12 条の規定に基づき営業の停止を命ずることをいう。

第 4 不利益処分の上申

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、不利益処分をする必要があると認めたときは、行政処分上申書（様式第 1 号）に証拠書類の写しを添えて速やかに警察本部長に上申しなければならない
- 2 署長は、1 により上申する場合において、当該営業所の所在地が他の警察署の管轄にあるときは、当該警察署の署長に行政処分上申書の写しを送付しなければならない。

第 5 弁明の機会の付与

署長は、弁明通知書（規則別記様式第 16 号）の送付を受けたときは、当該弁明通知書を処分対象者に交付しなければならない。

第 6 指示書の交付等

- 1 署長は、指示書（様式第 2 号）又は営業停止命令書（様式第 3 号）を被処分者に交付したときは、被処分者から受領書（様式第 4 号）を徴するものとする。

- 2 生活安全部生活安全企画課長は、1 に規定する措置がなされたときは、行政処分結果通知書（様式第5号）により、被処分者に係る特定金属くず買受業開始の届出を受けている署長に通知するものとする。

第7 処分結果の記録

生活安全部生活安全企画課長及び署長は、行政処分台帳（様式第6号）を備え付け、行政処分の状況を明らかにしておかなければならない。

第8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
行政処分上申書	生活安全企画課	5年
指示書の写し	生活安全企画課	5年
営業停止命令書の写し	生活安全企画課	10年
受領書（指示書に係るもの）	生活安全企画課	5年
受領書（営業停止命令書に係るもの）	生活安全企画課	10年
行政処分結果通知書（指示に係るもの）	警察署	5年
行政処分結果通知書（営業停止命令に係るもの）	警察署	10年
行政処分結果通知書（指示に係るもの）の写し	生活安全企画課	5年
行政処分結果通知書（営業停止命令に係るもの）の写し	生活安全企画課	10年
行政処分台帳	生活安全企画課及び警察署	長期